

第27回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和4年8月25日(木) 午前10時10分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について

日程第 8 議案第 5号 令和4年度岩手県農業委員会大会における提案事項の決定について

日程第 9 報告第 1号 第3回農政小委員会の報告について

日程第10 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第11 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員

農業委員

1番委員 駿河 信一

2番委員 太田 豊

3番委員 新田 義修

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 武田 美紀

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 吉清水 秀明

8番委員 大森 泰英

9番委員 齊藤 新一

推進委員

藤村 与志夫

井上 浩児

5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主 査 高橋 昂希

開会時刻 令和4年8月25日(木) 午前10時10分

議長 只今の出席農業委員は9名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しています。
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては、6番高橋敏彦委員と7番吉清水秀明委員を指名します。
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第27回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和4年7月26日から令和4年8月25日分までとなります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

(第26回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告)

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明させていただきます。議案書は5ページをご覧ください。

整理番号1番は、作業受託している農地を買い受ける案件となっております。以上より、整理番号1番の案件については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、大森泰英農業委員、藤村与志夫推進委員、井上浩児推進委員が行っております。
本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村です。それでは私の方から議案第1号について、令和4年8月17日に大森農業委員と井上推進委員と現地調査を実施して来ましたのでご報告申し上げます。
整理番号1番の現地は、全体として広く農地として活用されていることが確認でき、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。
以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は9ページから11ページをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。本件は当該農地が接している東北新幹線滝沢トンネルの出入口において走行速度の向上に伴う防音や衝撃等の環境対策工事を実施するため、東北新幹線を運行する鉄道事業者が系列事業者に対して発注した工事を請負した借受人が工事用のクレーンや作業のヤードを設置するため、隣接する土地と併せて約1年9か月間使用するというものであります。申請地は周囲が山林及びダム等により囲まれ、一団の他の農地とは分断された生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断されると考えられ、周辺の土地において代替性がないことを確認していることから農地転用目的の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資

金計画は全額自己資金によるものであり、直近の財務諸表により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を大森農業委員にお願いします。

大森農業委員 8番、大森です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告をいたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢駅より北東へ約800メートルのところにあります。まず、申請のあった2つの農地は東北新幹線の線路を挟み東西に分かれていました。次に周囲の状況ですが、東側、西側及び南側は山林、北側は水路を挟み原野となっております。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はないと思われ、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

本案件の整理番号2番、4番、5番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号2番、4番、5番は5番武田委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号2番、4番、5番を審議し、次に整理番号1番及び3番を一括審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号2番、4番、5番を審議し、次に整理番号1番及び3番を一括審議することとします。

それでは、整理番号2番、4番、5番を審議します。議事参与の制限

があります5番武田美紀委員の退席を求めます。

(5番武田美紀委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第3号整理番号2番、4番及び5番について
補足説明させていただきます。議案書は13ページからをご覧ください。

整理番号2番、4番及び5番は作業受託している農地に権利の設定を
する案件となっております。

以上、議案第3号整理番号2番、4番及び5番については、経営面積、
従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た
していると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村でございます。それでは私の方から議案第3号整理番
号2番、4番及び5番についてご報告申し上げます。

整理番号2番、4番及び5番の農地につきましては、いずれの現地も
全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事
務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、
今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されてお
り、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、
耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込ま
れます。

以上で議案第3号整理番号2番、4番及び5番の現地調査報告を終わ
ります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号のうち整理番号2番、4番、5番について、原案のとおり
決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号2番、4番、5番は原案のとおり
決定いたしました。

5番武田美紀委員の入場を許可します。

(5番武田美紀委員入場)

議長 5番武田委員にお伝えします。議案第3号のうち整理番号2番、4番、5番につきましては、挙手全員で決定しました。

議長 続きまして、議案第3号のうち整理番号1番及び3番を一括審議します。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第3号整理番号1番及び3番について補足説明させていただきます。議案書は13ページからをご覧ください。
整理番号1番の借受者は周辺を耕作しており、結果的に集約化が図られたこととなります。
整理番号3番は農業委員、推進委員が間に入り、借受者を探していた案件となっております。
以上、議案第3号整理番号1番及び3番については、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村でございます。それでは私の方から議案第3号整理番号1番及び3番についてご報告申し上げます。
整理番号1番及び3番の農地につきましては、いずれの現地もいつでも耕作できるよう管理されていることが確認できました。
農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
以上で議案第3号整理番号1番及び3番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号整理番号1番及び3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号整理番号1番及び3番については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は20ページ及び21ページをご覧ください。
整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなつてから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。
以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。
整理番号1番の申請地の位置は、大沢保育園より東へ約450メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側及び北側は宅地、西側は水路を挟み農地、南側は道水路を挟み農地になっており、現地は植栽により農地と分断されているなど、隣接する宅地と一体的に使用されていきました。
以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、令和4年度岩手県農業委員会大会における提案事項の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査　それでは、議案第5号、令和4年度岩手県農業委員会大会における提案事項の決定についてを補足説明させていただきます。議案書は22ページから27ページまでをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で補足説明を終わります。

議長　ここで関連がございますので、日程第9、報告第1号、第3回農政小委員会の報告について、農政小委員会吉清水委員長より報告をお願いします。

吉清水委員長　農政小委員会委員長の吉清水です。それでは私の方から、第3回農政小委員会の顛末についてご報告いたします。議案書は29ページをご覧ください。

第3回農政小委員会は、8月17日に農政小委員会委員8名により、令和4年度岩手県農業委員会大会における「農業施策の充実に関する要請決議」提案事項について協議を行いました。

こちらは事務局から説明がありましたように、事前の徴収により農業委員及び推進委員から提出のあった提案内容を取りまとめ、さらに、前年度に提出した提案事項等から事務局が作成した提案事項の草案を基に検討した結果、草案に修正を加えたものを本会による提案事項として総会に提案することを決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長　これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長　無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長　挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長　日程第10、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第11、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書30ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第27回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和4年8月25日（木） 午前10時38分

議 長

会議録署名人 6 番委員

会議録署名人 7 番委員

これは原本である。

令和4年8月25日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一